

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための低所得者等に対する特別給付金の支給に  
関する法律案

右の議案を提出する。

令和三年三月一日

提出者

川内博史

長妻昭

牧義夫

菊田真紀子

西村智奈美

逢坂誠二

城井崇

中島克仁

尾辻かな子

早稻田夕季

山川百合子

池田真紀

中谷一馬

山井和則

宮本徹

賛成者

安住淳

阿久津幸彦

阿部知子

青柳陽一郎

関 健一郎	篠原 孝	櫻井 周	近藤 昭一	源馬謙太郎	菅 直人	柿沢未途	岡本充功	大西健介	小沢一郎	江田憲司	泉 健太	青山大人
高木鍊太郎	下条みつ	重徳和彦	佐々木隆博	小宮山泰子	吉良州司	金子恵美	奥野総一郎	岡島一正	大河原雅子	枝野幸男	稲富修二	荒井 聰
武内則男	白石洋一	階 猛	佐藤公治	後藤祐一	黒岩宇洋	神谷 裕	落合貴之	岡田克也	大串博志	小川淳也	今井雅人	伊藤俊輔
津村啓介	末松義規	篠原 豪	斉木武志	近藤和也	玄葉光一郎	亀井亜紀子	海江田万里	岡本あき子	大 島 敦	小熊慎司	生方幸夫	石川香織

畑野君枝	清水忠史	赤嶺政賢	吉川元	山花郁夫	屋良朝博	森田俊和	道下大樹	松尾明弘	広田一	長谷川嘉一	中川正春	辻元清美
藤野保史	塩川鉄也	笠井亮	吉田統彦	山本和嘉子	山内康一	森山浩行	緑川貴士	松田功	古本伸一郎	原口一博	中村喜四郎	手塚仁雄
本村伸子	田村貴昭	穀田恵二	笠浩史	柚木道義	山岡達丸	矢上雅義	宮川伸	松平浩一	堀越啓仁	日吉雄太	長尾秀樹	寺田学
	高橋千鶴子	志位和夫	渡辺周	横光克彦	山崎誠	谷田川元	村上史好	松原仁	本多平直	平野博文	野田佳彦	照屋寛徳

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための低所得者等に対する特別給付金の支給に関する  
法律

(趣旨)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響（第三条第三号において「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）により、社会経済情勢が著しく変化し、とりわけ、低所得者等が生活を維持することが困難となっている現状に鑑み、これらの者の生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別給付金の支給)

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の定めるところにより、特別給付金の支給を行うことができる。

(特別給付金の支給対象者)

第三条 特別給付金の支給は、次に掲げる者に対して、行うものとする。

一 令和二年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条（同法第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において「令和二年度分市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより令和二年度分市町村民税を免除されたものである者（令和二年度分市町村民税が課されている者（令和二年度分市町村民税を免除された者を除く。）の同法の規定による扶養親族とされている者その他の政令で定める者を除く。）

二 前号に掲げる者のほか、令和二年の所得が同号に掲げる者と同等の水準にある者として、市町村が認める者

三 前二号に掲げる者のほか、政令で定める基準に従い、新型コロナウイルス感染症等の影響によつて所得が減少したこと等により生活を維持することが困難になった者として、市町村が認める者

（特別給付金の額）

第四条 特別給付金の額は、前条各号に掲げる者一人当たり十万円とする。

(特別給付金の迅速な支給等)

第五条 市町村は、特別給付金の支給事務を行うに当たっては、第三条各号に掲げる者に対し特別給付金が迅速に支給されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、第三条各号に掲げる者に対し特別給付金の支給手続の実施等について周知するための措置その他特別給付金の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

(費用負担)

第六条 特別給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担する。

(不正利得の徴収)

第七条 偽りその他不正の手段により特別給付金の支給を受けた者があるときは、市町村の長は、国税徴収の例により、その者から、当該特別給付金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(譲渡等の禁止)

第八条 特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 特別給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第九条 租税その他の公課は、特別給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

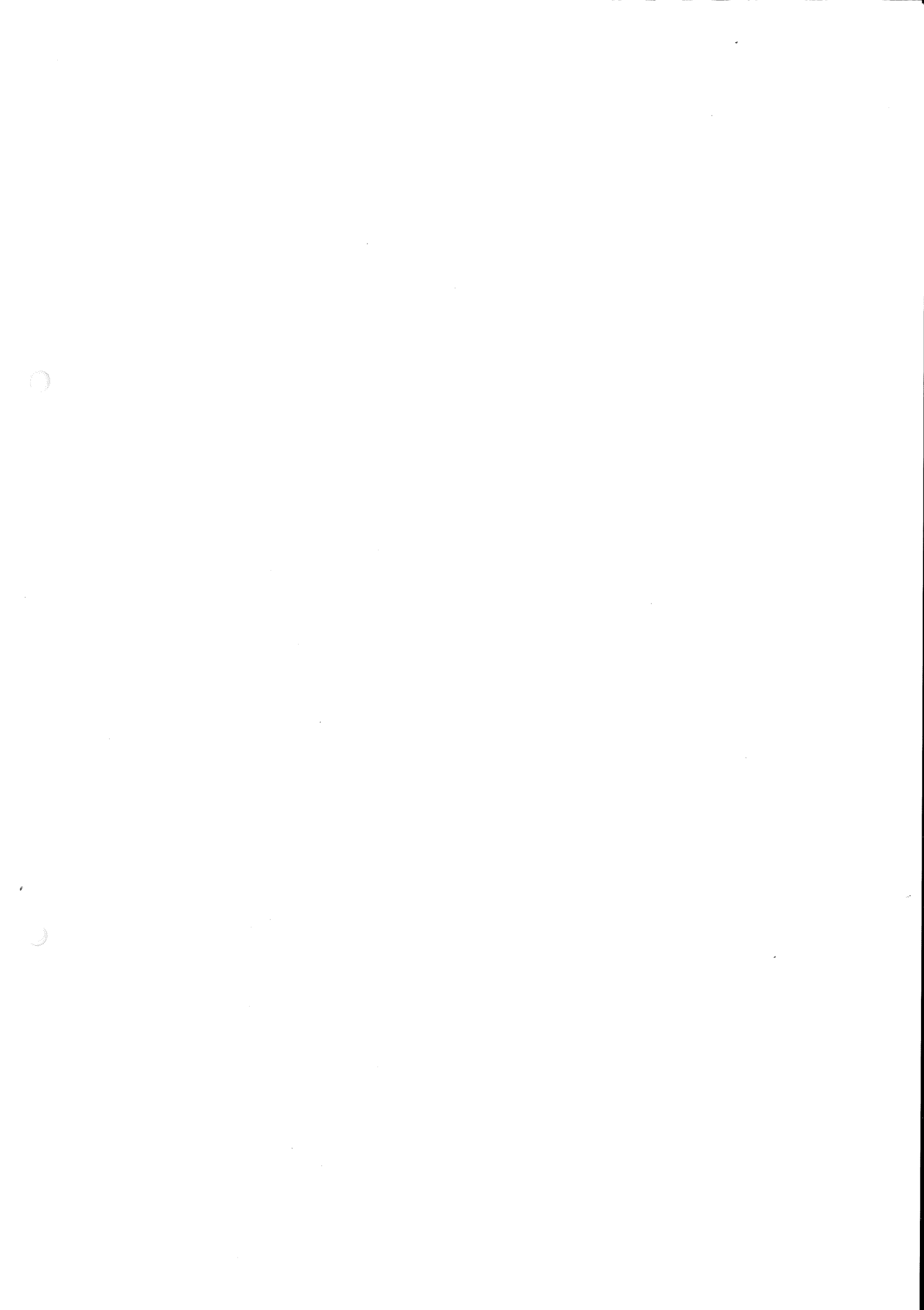
附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理由

新型コロナウイルス感染症等の影響により、社会経済情勢が著しく変化し、とりわけ、低所得者等が生活を維持することが困難となっている現状に鑑み、これらの者の生活を支援するための特別給付金の支給に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二兆七千億円の見込みである。